

特区提案による大学獣医学部新設要望に対する 日本獣医師会の考え方

これまで今治市及び愛媛県から数次にわたり内閣構造改革特別区推進本部に提出されてきた「特区提案」による四国地区への大学獣医学部新設の要望については、「特区」による獣医学部の新設は、現下の我が国の獣医師及び動物医療事情を踏まえたとき、獣医師及び動物医療の質の確保（獣医学教育の改善及び獣医師需給対策の推進）を図ることが喫緊の課題であるとの観点から受け入れるものではないとの立場に立ち、日本獣医師会においては、特区提案者等に対しては自制をお願いするとともに、内閣府をはじめ関係官庁である文部科学省、農林水産省には、その扱いについて適正な対応を求めてきたところです。

ここで改めて本件に対する日本獣医師会の考え方を掲載するとともに、先般、獣医師問題議員連盟（会長：谷津義男衆議院議員）に対し別添要請書により山根会長から獣医学教育改善に関する要請活動を行い、「特区提案」に対する適切な対応を現16獣医学系大学の獣医師養成課程の眞の学部体制への発展・整備について理解と指導を求めた。

平成21年6月16日
社団法人 日本獣医師会

「特区提案」による大学獣医学部の新設について

1 「特区」提案の経緯

(1) 今治市及び愛媛県から、構造改革特区の提案により、地域の再生を図るためなどとし「地域を限った大学獣医学部の設置許可」の要望が再三に渡り提出されています。

(2) 「特区」の提案は、「大学・企業誘致による地域再生」の目的に加え、「四国への獣医大学の設置による四国の高校生の教育の機会を高める.」、「四国ブロックの獣医師不足の緩和を図る.」ためとし、「四国圏域に大学獣医学部が設置できるよう入学定員の一部解除の措置を講ずること.」を求めるとしております。

(3) 現在、大学の獣医師養成課程の入学定員は、医師、歯科医師と同様に計画的な人材養成が必要な専門職職域分野とされ、また、獣医学教育・研究体制の質の確保を図る観点から、大学学部・学科の新設や入学定員総枠の増員は許可されておられません。

(4) 「特区」の提案に対し、日本獣医師会は提案者等の関係者に自制をお願いするとともに、内閣府をはじめ関係官庁である文部科学省、農林水産省には、その扱いについて適切な対応を求めてきたところです。

「特区」の提案は提出されてきましたが、採択されてはおりません。

2 「特区」による大学獣医学部新設に対する日本獣医師会の考え方

(1) 日本獣医師会は、これまで関係者の叡智により集約した「獣医学教育の整備目標」に対応し、国際的通用性の確保された獣医学系大学が整備され、社会的ニーズに即した獣医師専門職の養成がなされることは歓迎するものであり、何ら反対するものではありません。

(2) しかしながら、獣医師の需給政策を顧みず、特定地区に大学・企業を誘致せんがため、「特区」により入学定員の緩和を図ることにより獣医学系大学を新設することには反対の立場をとるものであります。

(3) 国公立を問わず複数の大学間の共同学部設置が解禁されたところであります。獣医学教育についても、現行の入学定員の枠内においてスケールメリットを生かし教育研究体制の充実した共同学部設置による整備を望むところであります。

(4) 獣医師に対する社会的要請に応え、国際的通用性のある獣医学教育体制に向けての改善が永年のそして喫緊の課題とされておりますが、獣医学教育の改善策については、現在、文部科学大臣から中央教育審議会への中長期的な大学教育のあり方の諮問に応えるべく、文部科学省の調査・研究協力者会議において今後の獣医学教育の改善・充実に向けての方策の検討が開始されております。

(5) 獣医学教育課程の大学入学定員については、①獣医師需給政策の観点とともに、②現行の16獣医学系大学の教育研究体制の改善確保を最優先する

中で、整備の方向性について共通的理解の上に立ち議論することが必要と考えます。

3 日本獣医師会が「特区」に反対の立場をとる理由

(1) 現在、全国に獣医師の養成課程を有する大学は国公立合わせて実に16大学もあり、毎年約1,000人が新規に獣医師国家資格を取得し、動物医療の提供をはじめとする多様な職域に巣立っております。これらの獣医学系大学においては、四国地区出身者を含め全国の各地区・地域からの入学志願者を入試選抜により公平に受け入れられており、獣医学教育の場としての大学の立地自体が教育の機会均等を損なうものではありません。国家資格を有する専門職としての獣医師の養成は、医師、歯科医師などの他の高度専門職と同様に全国的視点に立ち、その質の確保とともに需給政策と一体的に運営すべきものと考えます。

(2) 獣医師需給に関する検討会報告書（農林水産省）においても明らかにされたとおり、獣医師需給政策上の課題は、小動物診療分野への新規就業者が過半数を超える事情が継続する中での産業動物診療獣医師の不足と公務員獣医師の確保にあるとされており、①新規免許取得者の獣医師不足分野への就業の誘導策をはじめ、全国的視点に立った獣医師バンク制の創設、②獣医師養成課程における専任教員の確保と教育研究施設の整備、更には教育カリキュラムの充実、③不足職域に就業する獣医師の処遇の改善などにより職域偏在の是正を図ることが求められます。

(3) 四国地区に獣医師養成課程を有する大学が存在しない。これを大学立地の偏在是正として「特区提案」の理由に挙げておりますが、大学の立地場所が獣医師需給政策上の課題となるものではありません。獣医師需給対策は国全体の施策として手当てすべきものであり、「特区」要望になじむものではありません。「特区」による大学獣医学部の新設は、新規卒業者の特定職域及び特定地域就業義務付けが困難である以上、獣医師の職域分布の偏在の是正に込め得るものではありません。

(4) 一方、大学全員入学時代といわれる今日、大学における高等教育、中でも専門職業人養成教育の質の確保の必要性が各分野において指摘されています。歯科医師や薬剤師の養成課程の現状を踏まえたとき、「特区」に名を借りた新設を許容することは、他の無制限な新設を誘発することにつながり獣医学教育・研究体制の質を根底から覆すことになりかね

ません。

獣医学教育については、獣医師及び動物医療に対する社会的要請の高まりや食の安全確保、人と動物の共通感染症の防疫等の対処についてのグローバル化の進展による国際的通用性の確保が求められており、真に現行の16大学について、①臨床獣医学教育と獣医公衆衛生・家畜衛生などの応用獣医学部門の改善、②学科単位とあまりにも小規模にすぎない教育・研究単位の整備を図ることが喫緊の課題とされております。

(5) 獣医師及び動物医療に対する社会的要請に応える上で、国際水準への質の確保に向けての教育改善は、これまで、30数年にわたり叫ばれ続けてきました。現在、16ある国公立の獣医学系大学のうち、特に学科規模の獣医学教育課程については、スケールメリットを最大限に生かし再編・統合を図り、学部体制への整備に向け獣医学教育関係者・関係機関自らが努力することこそ、獣医師及び動物医療の質の確保に向けての社会的要請に応えることと信じます。これは、行財政改革の観点にも適うことと考えます。

(6) 獣医学教育の改善と獣医師需給政策の適正な推進が求められている中で、高度専門職業人養成の責を担う獣医学教育課程が、「特区」に名を借りた「地域おこし」や特定の一学校法人による「大学ビジネス拡大の手段（場）」と化すようなことがあってはならないと考えます。

参 考 資 料

- 1 獣医学教育改善に向けた活動の経過……[別紙1]
- 2 獣医学系大学の入学定員と専任教員数
……………[別紙2]
- 3 獣医師需給に関する検討会報告書
(農林水産省)……………[別紙3]
- 4 農林水産省獣医師の需給に関する
検討会による需給見通しの推計値
(2020～2040年)……………[別紙4]

[別紙1]

獣医学教育改善に向けた活動の経過

1 第I期（教育年限の延長から大学院連合獣医学研究科の設置まで）

(1) 昭和45年以降：(社)日本獣医師会が獣医学教育年限の延長を文部省、農林省等に要請

(2) 昭和46年：日本学術会議が、獣医学教育の修学年限を4年から6年に延長するよう内閣総理大臣に勧告

(3) 昭和47年：農林省が、獣医学教育年限の延長を文部省に要請

(4) 昭和51年：文部省の「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が、獣医学教育改善のため、修士課程積み上げ方式による6年制教育の実施の必要性を文部省大学局長に報告

(5) 昭和52年：獣医師法の一部改正により、53年度入学者から修士課程積み上げによる6年制教育が開始

(6) 昭和58年：学校教育法の一部改正により、59年度入学者から獣医学教育課程の修業年限が6年に整備

(7) 昭和58年：「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が、文部省大学局長に報告

ア 6年制教育に当たっては、学科を独立の学部とすることが望ましい

イ 国立大学については、獣医学科の総定員を変更しないものとして学部移行するとすれば、国立10大学の再編整備が必要

(8) 昭和60年：国公立大学獣医学協議会が、獣医学教育改善に当たっての基本的考え方を取りまとめる

ア 国立大学の再編整備を推進

イ 再編整備は現有の教官数を基本

ウ 学部並み以上の規模とし、大学院の併設

(9) 昭和62年：(社)日本獣医師会が、国公立獣医学系大学の再編整備の促進を文部省等に要請

(10) 平成元年：文部省は、「再編整備は、学内事情等から進展しないが、今後とも地域コンセンサスを待ちながら対応する。」としたが、一方、連合大学院の基幹校の決定を受け、平成2年に岐阜大学及び山口大学に大学院連合獣医学研究科が設置

2 第Ⅱ期（団体、大学、文部科学省等における獣医学教育改善目標の設定等）

(1) 平成9年：(財)大学基準協会が、「獣医学教育に関する基準」を定め、この中で整備目標を設定

ア 1大学の入学定員は60人を標準、120人を超えない

イ 専任教員数は、学生60人までで72人以上、うち18人は教授

ウ 付属施設として、獣医臨床センターと先端的動物研究センターの整備

エ 自己点検・自己評価体制の整備

(2) 平成13年：獣医学教育のあり方に関する懇談会（座長：黒川 清（日本学術会議副会長））が、関係7団体からなる獣医学教育関係者連絡会議（代表：(社)日本獣医師会会長 五十嵐幸男）からの獣医学教育充実の方向についての諮問に対し答申を取りまとめる

ア 学科を学部規模に充実、講座数（教授数）を国家試験出題科目に対応するよう確保するとともに入学定員に応じた十分な数を有する教員規模に整備

イ 国立大学の獣医学科を3～4の獣医学部に再編整備

(3) 平成13年：国立大学農学系学部長会議が、「獣医学教育の改善のための基本方針」を取りまとめる

ア 獣医学教育組織の規模は、大学基準協会基準を満たすことが望ましい。72人以上の教員からなることが望ましいが、直ちに実現できない場合は18人以上の教授、54人程度が最低限必要

イ 自助努力で改善できない場合は再編を考える。再編は全国を5～6地区に分け産業基盤を考慮し、既存の施設を利用

(4) 平成13年：全国大学獣医学関係代表者協議会が、「獣医学教育基準の達成に関する要望書」を獣医学系大学学長に提出

ア 全ての国立大学が再編に参加し、北海道大学、東京大学、九州大学に新しい獣医学部の設置を目指す

イ 私立大学については、建学の精神に沿い学部教育の整備・充実に一層の努力

(5) 平成15年：全国大学獣医学教育代表者協議会が、調査結果を取りまとめる

ア 教員の質の改善：代表者協議会が教員の教育実績、論文数、社会活動実施状況の報告

イ カリキュラムの改善：①非常勤講師による短期集中講義の解消、見学実習の改善を図り、臨床教育の充実と公衆衛生教育の強化。②教員数の増加による新たな領域の教育充実。③卒業論文を必須科目から選択科目に変更し、5～6年次の選択制、コース制の導入

ウ 教育システムの改善：①付属家畜病院の充実、産業動物臨床センター（公衆衛生教育センター）の設置、②教員数の増加により、最低でも国家試験関連18科目の教育体制と技術教育（臨床ローテーション実習体制）の確保、25～28講座、教員数87～96人を目標

(6) 平成16年：文部科学省の「国立大学における獣医学教育に関する協議会（座長：梶井 功（東京農工大学名誉教授）」が、報告をとりまとめる

ア 関係者の努力と基盤整備：国立大学の獣医学教育の充実のためには、関係者の不断の努力と法人化による経営努力を活用した基盤整備が必要

イ 大学を超えた統合：大学を超えた獣医学科の統合メリットは、有効かつ重要。統合は、大学間の自主的話し合いと地域社会との合意形成が必要

ウ 教育研究体制の充実：教育目標の明確化と目標達成のためのカリキュラムを構成した上でスタッフの配置が必要。教育体制の充実の中心は臨床分野。教員配置の数値目標は掲げないが、国立大学農学系学部長会議が決議した改善策の精神を基本に据え、自主的・自立的に最大限の努力

エ 国の支援：効果的教育サービスが行い得る大学に対する重点支援等、充実へのインセンティブが働くことが必要。複数の大学の有機的連携により幅広く、厚みのある機能強化を図る大学に対する国の支援

オ 評価・検証：大学の改善への取り組みの評価・検証とその結果を踏まえ、更なる検討が行われるべき

(7) 平成13年以降：(社)日本獣医師会が、前記(2)の答申を受け、平成13年度以降毎年度、獣医学教育体制の整備・充実を文部科学省等に要請

ア 国立大学：全国10国立大学の獣医学科を獣医学部体制に再編・整備。再編の推進のため、学部創設に当たっての施設整備費等の助成

イ 公立私立大学：学生入学定員に応じた教員数と施設・設備を有する学部規模への整備についての十分な助成

3 第Ⅲ期（獣医学教育改善に向けての外部評価取り組みの検討）

(1) 平成13年：全国大学獣医学関係代表者協議会が、同協議会の横断的評価委員会において、自己点検統一フォーマットによる横断的評価を開始。「獣医学教育の横断的評価調査報告」を取りまとめる

(2) 平成14年：中央教育審議会が、第三者による外部評価システムの導入等を内容とする「大学の質の確保に係る新たなシステムの構築について」を答申

(3) 平成14年：私立獣医科大学協会が、「私立獣医科大学における獣医学教育の相互報告書（平成6

年度～12年度）」を取りまとめる

(4) 平成16年：全国大学獣医学関係代表者協議会が、獣医学専門教育課程のカリキュラムを「代表者協議会標準カリキュラム」として取りまとめる

(5) 平成16年：国立大学法人法が施行され国立大学法人制度が発足。文部科学大臣の示す中期目標の期間における大学の業務実績についての文部科学省国立大学法人評価委員会による評価制度が発足

一方、学校教育法が改正され、大学の教育・研究システムの評価制度が整備

ア 各大学における自己点検・評価の実施（学校教育法第69条の3第1項）

イ 第三者機関による認証評価の実施（学校教育法第69条の3第2項）

(6) 平成16～17年：(社)日本獣医師会が、同会の学術・教育・研究委員会において、全国獣医学関係代表者協議会等の関係団体等とともに、大学が自己点検・評価を行うに当たり指標となるべき獣医学専門教育課程のカリキュラムを「標準的カリキュラム」として整備

(7) 平成17年：(社)日本獣医師会が、文部科学省、農林水産省、全国獣医学系大学学長に対し、獣医学教育の実質的改善を推進するため、(社)日本獣医師会が定めた「標準的カリキュラム」を改善の進捗状況の自己点検・評価を行うに当たり、達成度の指標とすべき旨を提言

(8) 平成17年：私立獣医科大学協会が、「私立獣医科大学における獣医学教育充実に関する短期改善目標の達成度調査報告書（平成14・15年度）」を取りまとめる

(9) 平成17年：(社)日本獣医師会が、獣医学教育の質の評価システムを文部科学省の指導の下で関係機関と共同で立ち上げることが必要との判断の下、平成17年から同会の学術部会学術・教育・研究委員会において「獣医学教育の外部評価のあり方」の検討を開始。18年3月に議論の経過を中間とりまとめ（案）として整理し、全国大学獣医学関係代表者協議会に提示、意見を聴取

(10) 平成18年：国公立大学獣医学協議会が、私立大学と連携して相互評価を行うに当たり、その前段階としての国立各大学の自己評価の対応を検討するための小委員会を立ち上げ

(11) 平成19年：(社)日本獣医師会が、同会の学術部会学術・教育・研究委員会において「獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方」を取りまとめる

(12) 平成19年：(社)日本獣医師会が、文部科学省、農林水産省、全国獣医学系大学学長、日本学術会議、

全国大学獣医学関係代表者協議会に対し、獣医学教育の改善に向けた外部評価の取り組みの推進とともに、獣医学教育課程の入学定員抑制の維持を要請

(13) 平成19年：私立獣医科大学協会が、文部科学省に対し、獣医学教育の質の改善が優先課題であるとし、入学定員抑制策の堅持とともに、社会的要請に応え得る獣医師養成施設としての既存大学の整備充実の指導・支援を要請

(14) 平成19年：私立獣医科大学協会が、「私立獣医科大学における獣医学教育の相互評価報告書(平成13～17年度)」を取りまとめる

4 第Ⅳ期（高度専門職業人養成課程としての獣医学教育改善等の方策の検討）

(1) 平成20年8月：(社)日本獣医師会が、国公立大学の法人化以降における獣医学教育をめぐる環境の変化、平成16年の文部科学省「国立大学における獣医学教育に関する協議会報告」の取りまとめ以降の各獣医学系大学における教育改善の進捗状況を踏まえ、今後の獣医学教育改善の推進に資するべく関係省庁（文部科学省、農林水産省）、全国大学獣医学関係代表者協議会、日本学術会議、日本獣医学会など関係者による獣医学教育改善に関する関係者懇談会を開催

(2) 平成20年9月：文部科学大臣が中央教育審議会に「中長期的な大学教育の在り方について」を諮問。その検討の中で社会的要請の特に高い分野における人材養成に関し、医療とともに獣医学が特記され、該当分野の教育課程の充実、教育活動の評価、社会との連携等の在り方が論点とされる

(3) 平成20年11月：文部科学省高等教育局に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（座長：唐木英明 日本学術会議副会長）」が設置。獣医学教育内容、教育の質の保証、教育研究体制などの在り方について検討が開始

(4) 平成20年12月：農林水産省の獣医事審議会計画部会（部会長：山根義久 日本獣医師会会長）において、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の見直しの観点から、産業動物、小動物、公務員、民間・研究の獣医師各職域分野ごとに基本方針を定めるにあたっての留意すべき事項について検討が開始

[別紙2]

獣医学系大学の入学定員と専任教員数

区分	大学名	学部名	学科等名	入学定員	専任教員数
国立	北海道	獣医	獣医	40	45
	帯広畜産	畜産	獣医	40	34
	岩手	農	獣医	30	31
	東京	農	獣医	30	34
	東京農工	農	獣医	35	30
	岐阜	応用生物学	獣医	30	31
	鳥取	農	獣医	35	31
	山口	農	獣医	30	26
	宮崎	農	獣医	30	24
	鹿児島	農	獣医	30	25
	小計			330	311
公立	大阪府立	生命環境科学	獣医	40	50
私立	酪農学園	獣医	獣医	120	49
	北里	獣医	獣医	120	52
	日本	生物資源科学	獣医	120	45
	日本獣医生命科学	獣医	獣医	80	58
	麻布	獣医	獣医	120	54
	小計			560	258
合計(16大学)				930	619

(注1) 専任教員数は教授、准教授、講師、助教の合計数で、平成20年5月1日現在文部科学省調べ

(注2) 「大学設置基準」における医学部の専任教員数は130人以上、歯学部は75人以上

(注3) 「獣医学教育改善目標」における獣医学部の目標は、学生60人に対し専任教員72人以上

(注4) 欧米の主要獣医学系大学における専任教員数は100人以上(ほかに専任スタッフ100人)

[別紙3]

獣医師の需給に関する検討会報告書（平成19年：農林水産省）（要旨）

1 検討会の目的

今後30年程度の中長期的な獣医師の需給の見通しを策定することにより獣医師の確保をはじめ様々な獣医療政策の展開に資する基礎資料とする。

2 報告書（まとめ）

(1) 2040年の需給見通し

ア 現状値推計においては、ほぼ全体需給は均衡する。

イ 犬・猫の診療回数が10%から20%伸びる場合、1,600人から3,500人程度獣医師が不足する。

ウ 一方、犬・猫の診療の効率化を勘案した場合、

①診療回数が現状値で推移した場合、1,000人か

ら1,300人程度獣医師が過剰となる。②犬・猫の診療回数が伸びる場合、10%の伸びで需給は均衡するが、20%の伸びで1,900人程度獣医師が不足する。

エ 産業動物診療獣医師の不足が発生する。また、畜産分野、公衆衛生分野の公務員獣医師の確保が困難化する。

(2) 今後の取り組み

ア 獣医師の活動、地域の偏在発生の原因や、獣医師免許保有者の一定割合が獣医事に従事している要因を分析し、是正の取り組みを強化するとともに、活動分野間、地域間の偏在の是正は、平成22年度を目途に定める獣医療基本計画の策定の検討に反映されるべき

イ 今後の情勢によって獣医師の需給は変化する。今後とも需給見通しの策定を行い、需給の動向を慎重に見極める必要がある。

[別紙4]

獣医師の需給に関する検討会による需給見通しの推計値（2020～2040年）

（現状値推計に、小動物診療の受診回数の増加、診療効率化を加味した推計）

シナリオ			産業動物診療獣医師	小動物診療獣医師	獣医師全体
上限	受診回数 20%増加	(上位推計)	2020年：500人不足 2040年：900人不足	2020年：2,300人不足 2040年：1,000人不足	2020年：3,300人不足 2040年：3,500人不足
		診療効率化10%勘案		2020年：600人不足 2040年：600人超過	2020年：1,600人不足 2040年：1,900人不足
	受診回数 10%増加	(中位推計)		2020年：600人不足 2040年：600人超過	2020年：1,600人不足 2040年：1,900人不足
		診療効率化10%勘案		2020年：1,000人超過 2040年：2,300人超過	2020年：ほぼ均衡 2040年：200人不足
現状値推計（標準）				2020年：1,000人超過 2040年：2,300人超過	2020年：ほぼ均衡 2040年：200人不足
下限	診療効率化 10%増加	受診回数20%増加勘案		2020年：600人不足 2040年：600人超過	2020年：1,600人不足 2040年：1,900人不足
		受診回数10%増加勘案		2020年：1,000人超過 2040年：2,300人超過	2020年：ほぼ均衡 2040年：200人不足
	現状値で推移		2020年：2,500人超過 2040年：3,700人超過	2020年：1,300人超過 2040年：1,000人超過	

(注) 産業動物診療に関する推計は、家畜飼養頭羽数に政策目標を勘案した推計値。政策目標を勘案しない場合は、200人必要獣医師数が減少する。

(出典：農林水産省 獣医師の需給に関する検討会報告書をもとに日本獣医師会が整理とりまとめ)

【別添要請書】

21 日 獣 発 第 83 号
平成 21 年 6 月 16 日

獣医師問題議員連盟 会長

衆議院議員 谷津義男 様

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久

獣医学教育改善に関する要請

今日、獣医師及び動物医療は、畜水産食品の安全確保や BSE・鳥インフルエンザ等の共通感染症対策をはじめ、畜産業等の動物関連産業の振興、家庭動物の保健衛生の向上、更には、動物愛護福祉、自然環境保全など社会経済の発展、国民生活の安定に重要な役割を担っております。

今後とも獣医師及び動物医療が社会的要請に的確に答えていくためには、多様な職域に就業する獣医師について需要の動向に即した適正配置、動物医療提供の質の確保を図るとともに、獣医師養成の基盤となる獣医学系大学の獣医学教育課程について、学部体制への再編・統合を推進することにより、教員数の確保、教育カリキュラムの整備などを図り、高度専門職業人養成課程として抜本的改善を図ることが求められております。

しかしながら、獣医学教育の実施体制については、教育年限が6年に延長され30年が経過しますが、要となる教員体制の確保は遅々として進展しておりません。国際認定基準に適合する大学はなく、また、獣医師国家試験の出題範囲に対応した講座(研究室)数を大きく下回る大学も存在するのが現状であります。

このような中で、愛媛県下において「特区」による大学獣医学部の新設の要望が、愛媛県及び今治市から数次に渡り提出されておりますが、そもそも獣医師の養成は、全国的観点から、質の確保及び需給

政策と一体的に推進すべきものであり、「特区」には馴染むものではありません。「特区」による大学獣医学部新設については、①獣医学教育・研究体制の整備が積年のそして喫緊の課題とされている中では獣医学教育の質の改善に逆行するものであること。②獣医師需給政策の適正を確保する上で、また、獣医学教育の改善の方向すら合意決定がなされていない中で獣医学入学定員についての抑制策は堅持する必要があること。③特定地区での「特区」による新設は獣医師需給政策上の課題である獣医師の職域偏在の是正に何ら益するものではないこと。加えて、④獣医学教育が「特区」に名を借りた特定の一学校法人による大学ビジネスチャンス拡大(獣医学系大学の粗製濫造)の場と化してはならないことから、提案者等に対しては自制をお願いするとともに、内閣府をはじめ関係官庁である文部科学省、農林水産省には、その扱いについて適切な対応を求めてきたところです。

現在、獣医学教育体制の整備については、文部科学大臣から中央教育審議会への中長期的な大学教育のあり方の諮問に答えるべく、昨年からの文部科学省の調査・研究協力者会議において今後の獣医学教育の改善・充実に向けての方策の検討が開始されているところであります。

先ずは、現在、16ある国公私立の獣医学系大学のうち、特に学科規模の獣医学教育課程について、スケールメリットを最大限に生かし再編・統合を図り、学部体制への整備に向け獣医学教育関係者・関係機関自らが努力することこそ、獣医師及び動物医療の質の確保に向けての社会的要請に答えることと信じます。これは、行財政改革の観点にも適うことと考えます。

獣医学教育課程が真の専門職業人養成課程として抜本的改善が図られるようご指導のほどよろしくお願ひします。